

第二期 中津川市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

教育・保育の量の見込み並びに提供体制の 確保の内容及びその実施時期（実績報告）

(1) 概要

教育・保育の提供体制の確保の方策については、学校規模等適正化基本計画に基づき、次の「基本的な考え方」により、民間との協働を図りながら、認定こども園化を含めた中で、公立園の再編についての検討を図り、適正な集団生活の場の確保と未満児の受入れの二つの確保を進めてまいりました。

「基本的な考え方」

- 公立と民間の役割分担を明確化し、民間との協働を進めます
- 認定こども園化を進めます
- 集団規模の適正化を図るため、公立園の適正配置を進めます
- 民間活力により未満児保育の充実を図ります
- 発達支援クラスは健常児と交流ができるよう健常児クラスと併設します
- 北部地域に発達支援クラスを設けます

(2) 中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画の策定について

少子化が急速に進む中、中津川市教育委員会では、子ども達の健全育成に向けて、よりよい幼児教育・保育環境を提供するために、私立幼稚園や法人認定こども園、法人保育所、小規模保育事業所、公立園の代表者にお集まりいただき、令和2年7月に「幼児教育・保育施設の適正配置計画策定協議会」を設置しました。協議会では、教育・保育に関する地域別の現状や課題を抽出しながら、適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや幼稚園と保育園それぞれにないものを補う幼保一体化の検討を進めるとともに、運営面において民間にできるところは民間へ移行し、公立が担うべき部分の機能分担と効率化を図るための計画の検討を行いました。

策定協議会で頂いた様々なご意見を反映させ、令和3年5月に「中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画」を策定しました。

策定した計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、2年に一度は計画について見直しを行うこととしました。この計画により、公立園の統廃合とこども園化を現在進めているところです。令和3年度には「中津川市幼児教育・保育施設運営協議会」を立ち上げて、計画についての進捗管理と審議を行っていただいています。

(3) 市全域（圏域）の量の見込みと確保方策、実績値について

【教育ニーズ量（幼稚園）の見込み及び実績値】

数値区分	区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	1号認定	人	615	594	546	508	463
	2号認定(3～5歳)		0	0	0	0	0
小 計		人	615	594	546	508	463
②実績値	1号認定 2号認定(3～5歳)	人	597	581	556	573	503
	特定教育・保育施設 1号認定 2号認定(3～5歳)	人	255	235	222	227	169
	上記に含まれない 幼稚園※ 1号認定 2号認定(3～5歳)	人	342	346	334	346	334
	合計(②-①)		▲18	▲13	10	65	40

※特定教育・保育施設に該当しない（新制度に入らない）幼稚園

【保育ニーズ量（保育園等）の計画値及び実績値】

数値区分	区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	2号認定（3～5歳）		人	1,133	1,135	1,118	1,106	1,106
	3号認定	0歳		34	34	33	32	31
		1・2歳		495	502	515	529	543
	合 計		人	1,662	1,671	1,666	1,667	1,680
	他市町村の子ども	2号認定（3～5歳）		人	2	2	2	2
3号認定		0歳	—		—	—	—	—
		1・2歳	2		2	—	2	2
②実績値	2号認定（3～5歳）		人	1,132	1,095	1,029	1,002	935
	3号認定	0歳		41	40	38	28	28
		1・2歳		454	473	422	418	418
	合 計		人	1,627	1,608	1,489	1,448	1,381
	特定教育・保育施設	2号認定（3～5歳）		人	1,126	1,088	1,019	994
3号認定		0歳	40		38	34	23	26
		1・2歳	414		431	383	377	358
地域型保育事業※	2号認定（3～5歳）		人	0	0	0	0	0
	3号認定	0歳		0	2	0	5	2
		1・2歳		32	35	33	36	52
企業主導型保育施設	2号認定（3～5歳）		人	0	0	0	0	0

	の地域枠	3号認定	0歳		0	0	4	0	0
			1・2歳		7	7	6	5	8
	上記以外の 認可外保育施設	2号認定（3～5歳）		人	6	7	10	8	13
		3号認定	0歳		1	0	0	0	0
			1・2歳		1	0	0	0	0
	合 計（②-①）		2号認定（3～5歳）		人	▲1	▲40	▲89	▲104
3号認定			0歳	人	7	6	5	▲4	▲3
			1・2歳	人	▲35	▲29	▲93	▲111	▲125

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【保育利用率の目標値と実績値】

		推計				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
① 目標値	満3歳未満児数	1,597	1,534	1,527	1,498	1,469
	3号認定子どもの利用定員数	625	626	626	656	656
	保育利用率	39.1%	40.8%	41.0%	43.8%	44.7%
② 実績値	満3歳未満児数	1,569	1,421	1,318	1,190	1,146
	3号認定子どもの利用定員数	606	609	605	616	601
	保育利用率	38.6%	42.9%	45.9%	51.8%	52.4%

第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（実績報告）

(1) 利用者支援事業（子育てなんでも相談）

【概要】子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、「子育てなんでも相談窓口」を開設する事業で、子育て家庭の身近な相談な場所で気軽に相談できるよう、園や児童館などでの出張相談も行います。

【実績】利用者支援事業を子育て支援センターほっとけーきで実施し、子育て家庭からの相談窓口を開設しました。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を令和 2 年度に子ども家庭課内に開設し、母子保健を行う保健センターと子育てなんでも相談など関係機関が更に連携して相談支援を行う体制を整備しました。

子育てなんでも相談		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	実施個所数 (子育て支援センター)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績値	実施個所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	相談件数	848 件	894 件	1,322 件	1,139 件	832 件

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターの運営）

【概要】乳幼児とその保護者の交流を行う場所（子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供や助言、その他の援助を行う事業です。

【実績】令和 2 年度の子育て支援センターは市内 5 か所でしたが、令和 3 年度にセンター未設置地域の蛭川地区、令和 4 年度にやさか地区に新たな拠点を新設しました。また、令和 5 年度には、にぎわいプラザに開設していたセンターを、ひと・まちテラス 3 階に移転し、子育て家庭がより利用しやすい環境を整えました。

地域子育て支援拠点事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	利用者数	34,554人	33,305人	32,416人	31,632人	30,912人
	実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
実績値	利用者数	12,809人	16,390人	20,097人	32,968人	35,258人
	実施箇所数	5カ所	6カ所 (蛭川新設)	7カ所 (やさか新設)	7カ所 (にぎわいプラザ閉所→ひと・まちテラス開所)	7カ所

(3) 妊産婦健康診査

【概要】母子保健法第13条に基づく健康診査で、妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票14回分、産婦健康診査受診票2回分を交付し、健診費用の一部助成を行っています。

【実績】妊娠初期から保健指導を重視し、令和6年度からは産婦健康診査の助成回数を2回としました。また妊娠中から関係機関と連携しながら伴走型支援を行うことで、より安心して出産・子育てができる環境を整えました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（受診者）	535人	540人	540人	540人	550人
実績値（受診者）	681人	628人	577人	586人	584人
実施体制（確保方策）	・実施場所 国内の医療機関 ・実施体制 健康医療課で母子健康手帳交付時・転入妊婦に受診票を発行 ・検査項目 基本健診、初回血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査、B群溶血性連鎖球菌（GBS）、血算、血糖 ・実施時期 分娩の前日まで				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問して、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける事業です。

【実績】全戸訪問は健康医療課（健康課）の保健師、助産師が訪問しています。里帰り出産の方には里帰り先の機関と連携実施するなど、訪問実施率が下がることがないように支援していきます。また、育児不安や支援に必要なケースは、継続し

た支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（訪問件数）	513 件	500 件	488 件	476 件	475 件
実績値（訪問件数）	420 人	414 人	361 人	359 人	385 人

（５）養育支援訪問事業

①養育支援訪問事業

【概要】養育支援が特に必要な家庭を保健師や家庭児童相談員が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【実績】子どもの養育が心配な家庭に、関係機関と連携しながら養育支援訪問を行いました。実績値については、令和2年度から、子ども家庭課内に専門の児童相談機関である子育て世代包括支援センターを設置したことから、健康医療課の保健師が行う訪問と、子ども家庭課の家庭児童相談員による訪問を分けて集計しています。健康医療課分の実績値は令和4年度から減少していますが、これは、支援サービス拡充のため、デイケア型や助産師等が家庭訪問するアウトリーチ型の産後ケア事業を開始し、産後ケア利用者が増加していることによるものです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	見込み量（訪問件数）	180 件	180 件	200 件	200 件	200 件
実績値	健康医療課分	128 件	111 件	66 件	53 件	52 件
	子ども家庭課分	70 件	111 件	111 件	150 件	170 件

※参考 産後ケア事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊型 ※実人員（延宿泊数）	1 人(6 回)	5 人(19 回)	3 人(9 回)	2 人(8 回)	0 人(0 回)
デイケア型 ※実人員（延べ回数）				5 人(14 回)	9 人(29 回)
アウトリーチ型 ※実人員（延べ回数）		2 人(4 回)	1 人(1 回)	16 人(43 回)	18 人(36 回)
合計	1 人(6 回)	7 人(23 回)	4 人(10 回)	23 人(65 回)	27 人(65 回)

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【概要】要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関（子ども家庭課）の職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを行う事業です。

【実績】関係職員や、要保護児童対策地域協議会構成員の資質向上のために、研修などの取り組みを実施しました。

（６）子育て短期支援事業（子どものショートステイ）

【概要】保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設などで一時的にお預かりする事業です。

【実績】利用は年度ごとに増減を繰り返しながら横ばいという状況です。受入れ施設は令和２年度は①麦の穂乳幼児ホームかがやき、②麦の穂学園、③白鳩学園、④ファミリーホームわらべ（東白川村）など児童施設のみでしたが、より家庭的な環境でお子さんをお預かりするため、令和６年度からは里親さんへの事業委託を開始しました。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	利用者数	10人	10人	15人	15人	15人
	実施か所数	3か所	4か所	5か所	5か所	5か所
実績値	利用者数 （利用日数）	27人 (36日)	14人 (85日)	0人 (0日)	1人 (7日)	6人 (28日)
	実施か所数	4か所	4か所	5か所	4か所	5か所 (里親委託開始)

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育ての手助けをしたい人（サポート会員）が、お互いに助けたり、助けられたりする地域の相互援助活動を行う会員組織です。

【実績】この事業はこれまで子育て部門と、高齢者部門を併せて中津川市社会福祉協議会に委託してきましたが、令和６年度からは、子育て部門の委託先を子育て支援事業を活動の柱としている NPO 法人 Viva 中津川に変更しました。また、子育て部門では、利用者の報酬額を下げるなど制度改正を行い、より利用しやすいファミ・サポの組織づくりに取り組みました。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量（活動件数）	300 件	300 件	300 件	300 件	300 件
実績値（利用者数）	41 件	70 件	146 件	95 件	314 件

※会員数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
サポート会員	131 人	117 人	69 人	60 人	68 人
利用会員	315 人	299 人	280 人	259 人	251 人

（８）一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり事業

【概要】通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の求めに応じて子どもを対象に幼稚園において預かりを行う事業です。

【実績】コロナ禍の影響を受け、令和２年度の利用者数は計画当初の見込み量を大きく下回りましたが、その後利用は徐々に回復してきています。計画策定時は、市内８か所の公立・私立幼稚園で実施していましたが、令和６年度には、公立・私立の認定こども園で１号認定（幼稚園コース）の一時預かりを始めたため、実施か所が増加しました。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量	延べ利用者数	29,402 人	29,049 人	28,225 人	27,552 人	26,559 人
	実施か所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
実績値	延べ利用者数	9,998 人	12,059 人	13,875 人	16,258 人	16,634 人
	実施か所数	8 か所	8 か所	7 か所	7 か所	12 か所

※利用希望者にあわせて実施する事業のため、見込み量と提供量を同数としています。

② 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

【概要】保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【実績】一時預かりを実施する園が増えたこと、令和６年度からはファミリー・サポート事業の体制強化を図ったことなどにより、令和６年度の利用者数は延べ

1,507 人で計画策定時の見込み量の 741 人を大きく上回りました。リフレッシュ目的での利用も増えています。リフレッシュ目的での利用も増えています。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	実施か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	延べ利用者数	794 人	780 人	767 人	754 人	741 人
	保育所等	664 人	650 人	637 人	624 人	611 人
	ファミ・サポ	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
実 績 値	実施か所数	6 か所	6 か所	8 か所	10 か所	10 か所
	延べ利用者数	639 人	738 人	546 人	1,058 人	1,507 人
	保育所等	602 人	714 人	493 人	1,027 人	1,388 人
	ファミ・サポ	37 人	24 人	53 人	31 人	119 人

※実施か所数にはファミ・サポを含みます

(9) 延長保育事業

【概要】保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を延長して実施する事業です。

【実績】計画策定時は、市内認可保育所と認定こども園等の 24 か所で実施していましたが、令和 4 年度以降、26 か所に増加しました。コロナ禍に伴う閉園や登園自粛等により実人数は見込み量より大きく減少する結果となりました。一定量のある保育ニーズに応えるためには保育士の確保が課題となっています。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	実人数	350 人	343 人	336 人	329 人	322 人
	実施か所数	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所
実 績 値	実人数	157 人	175 人	192 人	187 人	190 人
	実施個所数	25 か所	25 か所	26 か所	26 か所	26 か所

(10) 病児保育事業

【概要】病気や病気回復期の児童で、集団保育が難しく、保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない際に、一時的に保育施設で児童を預かる事業です。

【実績】平成 30 年度に中津川市民病院敷地内に中津川市病児保育所「くりっこハウス」を開設後、市直営で運営していましたが、令和 6 年度から民間の保育事業所への運営委託に変更しました。委託事業所によるスタッフの増員や利用者目線

でのサービス向上、病児保育予約システムの導入、利用料の現地支払いや、電子決済を可能としたこと、また、希望者への給食提供や、持ち物を最小限としたことなどにより、令和6年度の利用者数は前年度比232%の増となりました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（利用者数）	180人	176人	171人	167人	162人
実績値（利用者数）	26人	216人	176人	203人	471人

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員（指導員）及び補助員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【実績】計画策定時の見込み量と比較し、利用児童の実績は大きく増加しました。利用児童の増加に伴い、待機児童を出さないために、各小学校区において、クラブ単位の増設や新設を行いました。今後も利用児童の増加が見込まれる学校区もあり、新たな施設や放課後児童支援員の確保が急務となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	利用児童（1～3年）	402人	392人	380人	361人	357人
	利用児童（4～6年）	176人	171人	172人	167人	163人
	計	578人	563人	552人	528人	520人
	実施か所数（確保方策）	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
	提供量	736人	736人	736人	736人	736人
実績値	利用児童（1～3年）	431人	426人	467人	489人	539人
	利用児童（4～6年）	191人	198人	219人	251人	257人
	計	622人	624人	686人	740人	796人
	実施か所数	22か所	22か所	22か所	23か所	24か所
	提供量	816人	816人	816人	856人	876人

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】低所得で生計が困難である世帯の保護者が、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実績】令和元年10月から幼児教育無償化に伴い、給食費（副食費）の取扱いが変更されたことにともない、本事業の内容に追加されました。新制度未移行の幼稚園に在園する児童の保護者が、園に対して支払うべき給食費の実費の一部について、低所得者世帯・多子世帯を対象として補助しました。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】特定教育・保育施設等への民間事業所の参入の促進に関する調査研究その体験多様な事業所の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【実績】事業としての実施はありませんでしたが、新規事業者の参入等があった場合には、事業の導入について検討していきます。

5 認定こども園の普及・推進に関する基本的な考え方

(1) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育園と連携するとともに、これからの教育・保育を推進します。

すべての子どもの健やかな育ち、子どもがいのちのある子どもや特別な支援を要する子どもが育・保育が提供されるよう、合同研修

認定こども園の数

令和2年度

公立1園

私立2園

令和6年度

公立7園

私立2園

(2) 教育・保育の一体的な提供

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行も視野に入れ検討を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の子どもに対する保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、地域型保育の確保と質の充実につながります。地域型保育園との相互の連携を図る中で切れ目なく進めます。今後は、新たな地域型保育事業者の参入についても、情報の共有と連携支援の充実を図ります。

小規模保育事業の数

令和2年度

私立2園

令和6年度

私立3園

(4) 幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

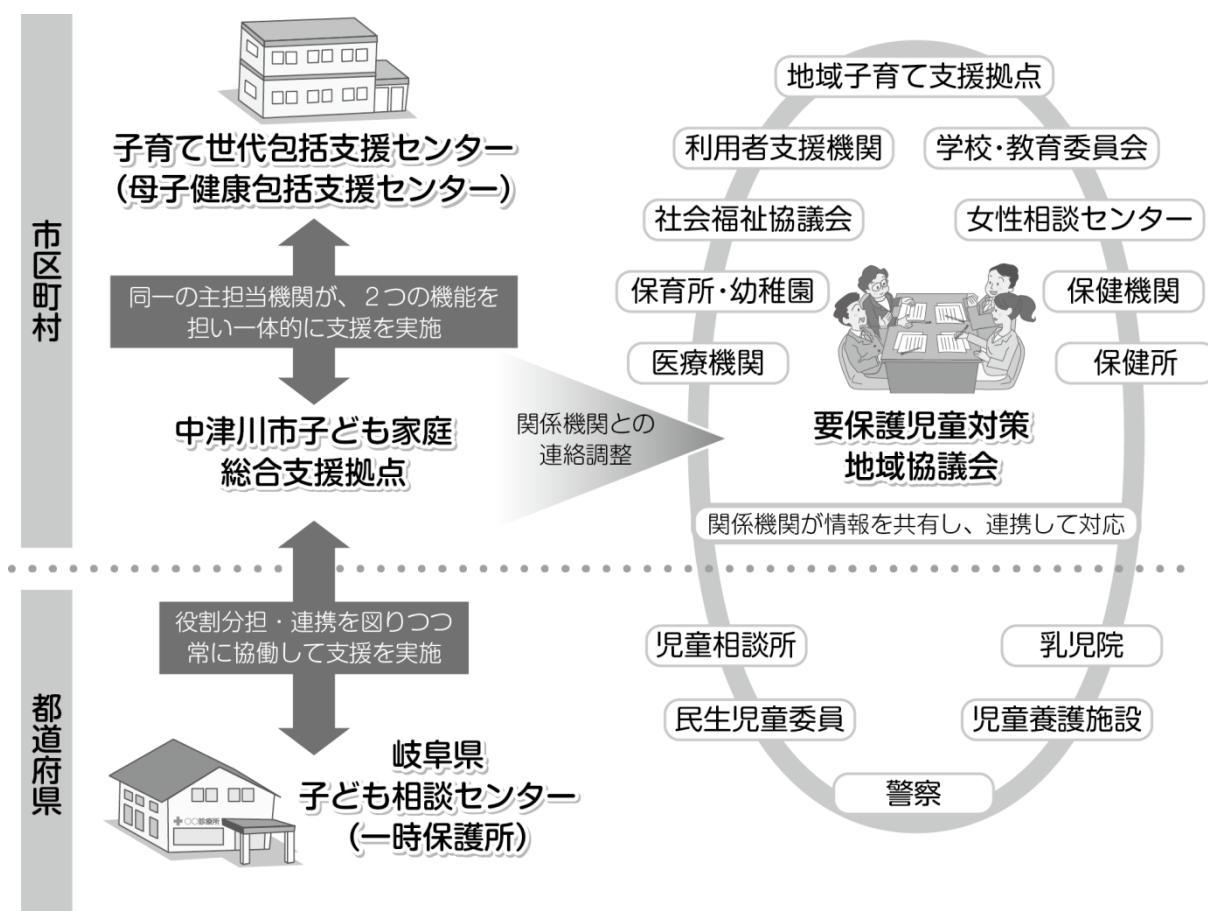
こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換、合同研究など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する

支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図るため、子ども家庭総合拠点を設置します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待に対する親への指導、家族関係の修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。



(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がいに対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。